

令和5年度第1回 檜山圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会 議事録

日時 令和5年8月3日(木)

13:00~15:30

場所 江差町保健センター 集団指導室

1. 開会

(菊池主査)

皆様お疲れ様です。まだ来られていない方もいますが、定刻になりましたので、令和5年度第1回 檜山圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会を開催したいと思います。今回は時間帯が少しタイトになるかと思えます。議題が二つありますが、少し駆け足で進めさせていただくのでよろしくお願いします。

委員の皆様は去年から変わらないでいるんですけども、今回は地域課題の部分で、地域の人とお話をできればということで、各町の担当の方をお招きしています。顔合わせが初めてになる方もいるかと思えますので、一通り自己紹介をお願いします。

※一同自己紹介

※資料確認

2. 議題(1)

障がいのある方への意思決定支援について

(菊池主査)

それでは議題の(1)、障がいのある方への意思決定支援について、当課の小野寺の方から説明させていただきます。

(小野寺課長)

私の方から、資料1について順番に説明させていただきます。この議題については、これまでこの委員会で議論していたわけではないんですけども、地域で、報道等で話題になっていますので、その経緯について説明しながら、色々議論を深めていきたいなと思っております。

経過については、報道等でご覧になった方もいらっしゃると思いますけれども、江差町のあすなろ福祉会が運営するグループホームに入居する、知的障がいのあるカップルが、同居を希望する場合に不妊処置が条件化されていたということで報道がされております。道では、直ちに法人理事長との聴き取りを実施しまして、昨年度の12月26日から障害者総合支援法に基づく監査を開始して、当事者・関係者の聴き取りや、相談記録等の確認を行いま

した。結果、不妊処置の強制等、利用者の意思・人格の尊重に反する事例は確認されなかったが、利用者の意思決定支援への十分な配慮、そうした相談対応に関する記録がない等、改善が必要な事項が認められたことから、令和5年6月21日付けで、法人に文書指導を行っております。

指導事項については、こちらにあるように、結婚や同居など、利用者が日常生活や社会生活を営む上での重要な場面において、利用者の意思決定支援や十分な配慮を行うとともに、相談対応の経過や利用者の身体・心身の状況について適切に記録すること。また、意思決定支援を行うための体制整備や研修等を実施し、地域における関係機関との緊密な連携を図りつつ、利用者の意向に応じたサービスが提供できるよう務めるということで、指導をしております。こういった経緯もありまして、今回、意思決定支援について議題に入れさせていただいたところです。

こういったこともありまして、うちの地域では意見交換会を開催しております。あと、厚労省の通知が令和5年1月20日、「障害福祉サービス事業所における障害者の希望を踏まえた適切な支援の徹底等について」というものが発出されたことを受けて、振興局では一旦渡島でも会議を行っていたんですけども、檜山管内として、市町村及び関係事業所を参集し、通知内容の周知や管内状況の把握、及び課題解決に資するため、事業者や市町村の方を集めて意見交換を実施したところです。地域が北と南で長いものですから、南檜山地区と北檜山地区とで分けて、計四回行っております。意見や要望としては、関係者からの色々な意見がありました。

実際にはですね、障がい者・児の問題を解決するには、子育て支援として全体を見なければ本当の解決にはならないということで、色んな基準が示されているけれども、なかなか檜山管内では対応が難しいと思うんです。事業所の方にも聞いたんですけど、実際にはなかなかケースがなくて、これまではそういった相談もなかったと言う話がけっこう多かったです。

それで、学校の段階では性教育を指導することはできないものかという話もあって、今金養護学校の先生や、今金の保健師さんから、性教育の実施状況等の話をうかがいました。保健体育のうち七回くらいを性教育に当てているということで、普通科中学校教材等を使って、色々教えてはいますが、実際にどこまで理解しているかはなかなか分からないところがあるようです。

各サービス提供事業所からは、SNSの情報等が今は氾濫していて、そういった情報を利用者が使っていることが多かったり、鶴呑みにするような方もいるという意見もありました。

相談支援事業所からは、支援立ち会いの際に関わる上でのポイントを知りたいという話がありました。実際にそうしたケースは少なく、どういった立ち位置で相談を受ければいいのか、という話となりますが、後段の「資料3（意思決定支援ガイドライン）」には実際の具体例も載っていたりして、相談支援員さんやサービス提供管理者がどのように関わるかと

いう事例もあるので、そうした部分は参考になるかなと思っています。あとは、なかなかマンパワーが足りないので派遣をしてもらいたいという話もありました。

居宅介護事業所からは、グループホームで子育てができるように法改正をする、という要望もありました。道（本庁）でも、今回の件を受けて国の方にも必要な制度改正というのを色々と要望しておりますが、なかなかまだ実際に改正するということまで至ってないところもあり、そこは難しいところもあるのかなという風に思っています。で、下の「給付金を増やして欲しい」という、これもですね、道としましては、色んな要望で必要な処遇が確保できるようなサービスを国に要望していくところです。

以上、資料1となります。最後に私の方から、皆さんに色々とお聞きしたいと思っていますので、意思決定支援以外にも、子育ての部分で大変なこと等を皆さんから聞きたいと思っております。私からは以上です。

(菊池主査)

はい、ありがとうございます。

続きまして、資料の2からは自分の方から説明をさせていただきたいと思います。

資料の2から4は記載の内容が多いんですけども、今回全部この場で読み込むようなものではないので、概略を説明して進めていきたいと思えます。

資料2がですね、「障害福祉サービスの事業者における障がい者の希望を踏まえた適切な支援の徹底等について」という、今年の1月に厚生労働省から出ている連絡文になります。これがどういうものかと言うと、昨年暮れのあすなろ福祉会に関する報道が色々あって、障害福祉サービス事業所がどういう風に障がい者の希望を踏まえて支援を行っているかという部分で、本人の希望の実現に向けて意思決定支援や必要な支援を提供することとか、障がい福祉と子育て支援や母子保健の施策の連携をするように、あと子どもの養育を支えるために色々な他の機関と関わりを持って支援をするように、というのを、改めて通知が出ているというものになります。

これが出た後に、色々な報道対応や監査の対応だとかがあるので、厚生労働省としても、最初の報道が出た段階で、こういう部分を現場で徹底するように、という形で連絡文を出したのになります。

次、資料3がですね、「障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援のガイドライン」というもので、色々な障害福祉サービス事業所がある中で、そこで本人さんがどういう支援を必要としているのか、支援者がお仕着せで勝手に決めてやるのではなく、本人がどういう希望を持っていて、基本的にはそれをかなえることを目的として支援する、というものになります。これまで明確に定められたガイドラインというものがなくて、平成29年にこの資料が改めて定められ、通知がされているというものになります。

ここで資料が飛ぶんですけども、参考資料の「議題1」と書いている紙をご覧ください。我が国での障がい福祉施策の歴史というものが概略で書いてありまして、左の方から古い時代、昭和24年に身体障がい者福祉法ができてから、右の方に色々障がい者の施策を取

り巻く考え方が変わってきたという概略の図になっています。真ん中あたり、平成15年に支援費制度の施行というものが書いてあって、ここで「利用者がサービスを選択できる仕組み」というものができましたよ、というのがあるんですね。昔は障がいを持っている方がどういうサービスを必要としているかというのを、本人の選択ではなく、行政の方で措置として決めてやっていたんですが、時代が下るに従って、まず本人が選択をして、本人の意思を聴き取るというのが、制度の中で出てきたのかなと。

それを踏まえてですね、資料3にまた戻るんですけども、平成27年から意思決定支援というものを考えなければならないね、と。平成27年に、今後の意思決定支援について考えるというものが、厚生労働省の審議会の方で出まして、平成29年にこちらの意思決定支援のガイドラインというものが定められています。なので、実際に現場で支援に携わっている方であれば、ガイドラインというものが出る前から実際に本人さんの意思というものをちゃんとくみ取って、必要に応じて支援をしていくというプロセスは行っていたのではないかと思われるんですけども、なかなか形になるものがなくて、割と最近の年代にこういうものが整理されてきて、その流れとして昨年暮れのあすなるの話が出てきたのかな、というものになります。

資料3はページ数が多いもので、一旦飛ばしてですね、資料4の方を見ていただければと思います。「意思決定支援に係る各種ガイドラインの比較」ということで、左端が今回扱う障害福祉サービスの意思決定支援のガイドラインの概要を抜粋したのになります。重要な部分についてはマーカーで塗ってあるので、そこを押さえておけば大体どういうものが書いてあるのかというのが分かるかと思うんですけども、誰のための意思決定支援かというと障がい者であると。ガイドラインが定められた主旨は、事業者とか成年後見の担い手等の関係者を含めて本人さんの意思の決定支援をしていこうと。対象とする場面としては日常生活における場面ですね、本人さんがその生活の中でどういうことをする時に本人がどう望んでいるか。社会生活における場面では、自宅から施設に入所したり、施設から地域に出たりする、色々な生活状況が変わる時に本人の意思をどうくみ取るか。プロセスとしては、可能な限り本人が自ら意思決定できるように①から④ですね、色々な枠組みをもって意思決定支援を支えていこうと。で。代理代行決定については、本人の言だけでは決めきれない場合というのもしっかり出てくるのかと思いますので、そういう時、代行決定を行う時は本人の意思や興味・選好をくみ取って、本人にとっての最善の利益となるものを判断していきましょうと。最後に、第三者の意見など多様な視点もくみ取った上で意思決定支援を進めるよ、と。例えば成年後見制度を使っている方であれば、意思決定支援を行う支援者と、成年後見を担う担当の方が、決定に齟齬がないようにちゃんと連携を取って行うということが、このガイドラインの方で定められています。

続きまして、資料5「障害者総合支援法上の居宅介護(家事援助)等の業務に含まれる[育児支援]の取扱いについて」。これは意思決定支援というものだけではなく、今回のあすなる福祉会の関係からも子育て、生むことと育てることをどう支えるのか?というのがポイント

トになってきますので、例えば子育てをする時に、今現在の障害福祉サービスの中だとどのような支援を受けることができるのか、と。障害福祉サービスの「家事援助」というメニューの中に育児支援というものが定められておまして、それを記したものになります。資料の下の方に、どういう場合に育児支援を行うことができるかということで、利用者が障がいによって家事や付き添いができない場合とか、あと子どもが一人で対応できない場合や、他の家族の支援が得られない場合が示されています。具体的に何ができるかが裏面に示されていて、例えばお子さんの沐浴や授乳だとか、健康状態を把握する、児童の健康な発達や言語発達を促進する視点からの支援、保育所や学校からの連絡体制の援助、利用者のサービスと一体的に行うもの…親の生活の援助をする時に、一緒に子どもの分の掃除や洗濯や調理を行うとか、子どもが通院したり保育所へ通園する時の送迎の付き添いとか、子どもが親に代わって行う家事や育児など。というのが定められております。

ここまでが行政的な部分の説明になりまして、次の資料 6 からは権利擁護や意思決定支援について、考え方などをまとめたものとなり、障がいの分野ですとか、あと法律の分野からの解説となります。資料 6 を今西コーディネーターから説明していただければと思います、お願いします。

(今西地域づくりコーディネーター)

今西です、よろしく願いいたします。私の資料は（資料 6 『『権利擁護』って？『意思決定支援』って何？』）、この前広域で研修会を開催しまして、相談業務に関わる方々を対象とした研修で使った資料です。内容説明など詳しく書いてはいませんので、説明を加えながら簡単にお話をさせていただきます。

内容としては、今行政説明があったのと同じような内容なので、ちょっと重複してしまうかも知れませんが、実際に相談を受ける立場としての見解といいますか、そういう作り方になっていますので、耳を傾けていただきたいと思います。

今年度、私の扱う研修会のテーマを意思決定支援、これにして進めさせていただいているんですが、意思決定支援の前にあるのは権利擁護ですよ？ということで。権利擁護の意味は皆さんご存じだと思うんですけども、ある事柄に関して自らの意思で自由に振る舞ったり、法律上の利益を主張したりする資格や能力が侵害されないように守ること、となっています。

3P、「意思決定支援って なに？」ですが、一般的な意思決定支援ということを説明させていただきますと、「決定を支える十分な体験や経験があり、必要な情報の入手、理解・保持・比較・活用がなされ、決定した意思が表出・実行できる」という流れが想定されます。言葉にするとちょっと面倒くさくなりますが、意思を決定する中身と言いますか、やはり経験や体験が非常に大きなベースになるのではないかと思います。

では、私たち、障がいのない人たちですね、をちょっと考えてみてください。知的・発達障がいのない人は、日々の生活で（意思決定を）自然に繰り返しています。そんなに皆さん意識して意思決定、意思決定って考えて生活されていないと思うんですけども、これを、

知的・発達障がいのある人は、流れの一つひとつに支援を要する可能性が高いことが分かります。今まで本人の周囲の人々は、全部とは言いませんが、この人は意思決定に支援が必要だねって言うことイコール、自分で決められないっていうように捉えていたのではないですか？という投げかけをさせていただいています。

で、5P。では「意思決定支援の前にあるもの」って、ちょっと考えてみてくださいということで、「できる限り本人が意思表出できる機会を用意すること」。やはり、ご本人さんの経験であったり、持っている能力だけで、意思を表出するっていうのはなかなか難しいし、そういう機会っていうのも、それほど経験していないと思います。ですから、そういうものを色んな、私たちができうる形でと言いますか、やはりそのコミュニケーション能力であったり、色んなツールを使ったりとかで、その機会を用意しましょうということで、それをベストチャンスという表現にさせていただいています。色々なツールを活用しましょうということで、理解する手立てをしっかりと見つけて、本人さんに伝わる手立てですね、それを見つけて活用しましょうということです。例えば、私たちは支援者なんですけども、言葉がけだけでコミュニケーションを取っていませんか？ご本人さんが参加しているケア会議の際に、支援者が、ご本人さんが話をする前に、もうちょっと伝えたかったのに、途中で口を挟もうとしていませんか？というようなことも投げかけています。

6Pですが、表現がちょっと面白いんですけども、「混ぜるな危険」という表現です。自身なんですけども、家族の心配と、本人の気持ちという風にまず一つ目を上げています。親から独立する時、家族が心配する。これは当たり前です。ただ、家族の心配を、まるで本人の不安であるかのように話をしていませんか？それは混ぜていませんか？ご本人さんの意思にしっかりと向き合っていないのではないですか？ということです。二つ目が、支援者の懸念と本人の気持ちですね。例えば、グループホームの…例えば、今ある光の里なんかだと、施設があるんですけども、そこで新しくグループホームを建てました、そこに利用者さんを、どなたをグループホームの方に入りたい方を選考するといいますか、そういう確認の時ですよ。そういう時に、アセスメントから生活上のリスクを抽出するのは、それは当然です。丁寧なアセスメントをしたいと思いますけども、ただ支援者の懸念が、本人が怖がっています、本人の恐れであるかのように話をするのは、それはやっぱり、混ぜているのではありますか？ご本人さんだけの気持ちではないんじゃないですか？というように、まあ、相談員の研修であったものですから、こういう投げかける文章がちょっと多くなっています。

7P目ですね。「ここから わかること」っていうことで、書かせていただいています。「意思決定に関与するということは、避けがたく、自身の生育歴や価値観が混入するということ」です。

全てとは言いませんが、私もずっとこの仕事をしていますので、やはり自分の価値観といいますか、そういうのはどこかにありますし、それを踏まえての発言というのは多々あるのではないかな、と感じています。そこは意識はしていますけども、やはり大きいのかなと。「言うことを聞いておけば間違いないよ」「自分の言うことが分からないの？聞けないの？」

こういうタイプの人は、意思決定支援には向きませんね、ということです。まあ、そういう方が支援者だったり相談員だったり、お話を聞く立場にはないと思うんですけども。それと、三つめですが、基本的に1対1の関係性で意思決定支援をすることは避けるべき、チーム対応が基本。この前の、意思決定支援の交流会に私も参加させていただいていますが、やはり、ご本人さん・利用者さんが障がいを持っている方が意思決定支援をする場に、自分はその場にいる。それは非常に大きな重みといいますか、重圧があると思うんですけど、ただ、本人に寄り添う、お話を聞く、意識を聞きましたよ、確認しましたよ、だからといってそこですぐ返事を返したり、「そうですね」とか「こうしましょう」ということにはならないと思います。やはりそれは担当者会議だったり、家族とのお話だったりが必要で、次のステップはやはりチーム対応という風になると思います。確かに、答えを求められることもあります。「どうですか？今西さん、いいですか？」という質問というか、答えを求められることもありますので、その時にうやむやにするのではなく、やっぱり方向性を、あなたの思いをかなえるためにみんなでお話をして、関係機関の方々にも意見を聞きましょう、家族にも聞きましょう、ということでお話をしていると思うんですけど、やはり一人で判断する、一人で決定するというのは、これは非常に重圧になるのかなと思います。

8Pなんですけども、これはこの前、北海道の研修、相談員の研修で野澤さんのお話を聞くことができました、その中にありました1ページです。

農業や自営業が盛んだった時代、家族や地域に守られて障がい者は生きていた。

工業化・都市化によって核家族・シングルが増えると、障がい者を支える福祉サービスが必要になりました。

2005年、障害者自立支援法ができて、2022年…昨年までの予算は4倍になっています。福祉サービスは増えていますが、それは本人が望む生活なのか。

誰がサービスを選んでいるのか、どこで誰と暮らすのか。どんな毎日を過ごしたいのか、休日は何をしたいのか。という風になっていまして、まあこれも本当に投げかけですよ。私たち相談員に対して、そこを皆さんしっかりと受け止めて関わってくださいね、という言葉だったと思います。

私の説明は、ちょっとざっくりと簡単なんですけど、スキルアップ研修で使ったということもありまして、私たち相談支援専門員の立場といいますか、そういう相談員に投げかけるという内容になっていましたので、はい。以上です。

(菊池主査)

はい、ありがとうございます。

それでは続いて資料7の方ですね、入りたいと思います。こちらはうちの委員会の中に法テラス江差の松田弁護士さんがいて、普段成年後見にも関わられているため、そういった法律関係と重なる部分など説明していただければということで、お願いする形となります。

(松田委員)

はい。本日、意思決定支援について具体的に考えてみようというところで、私たち弁護士

は成年後見制度を扱う中で、被成年後見人や被補佐人・被補助人がどうしたいのか、それを考える際に、どういうところに注目しているのか。それを少しでも説明できればと思います、それでこのレジメを作成してきました。

そもそも、なぜ意思決定支援が重要という風に言われるのか、というところですね。当然、意思決定支援なんて当たり前なんですけど、「意思」を「決定」するための「支援」なんです。私たちが成年後見人等として業務を行う中で、基本的な考えとしているのは、「本人の自己決定権の尊重」というところと、「本人保護」というところの調和です。そもそも後見制度というのが、判断力が低下した本人、その本人に不利益が生じないように、後見制度というものを使って保護してあげましょう、という制度なので、本人の保護というのは絶対に必要になります。一方で、じゃあ、成年被後見人になったから…皆さんの中で成年被後見人と言えば認知症の方というのが一番典型例かと思うんですけども、そういう方が被後見人になったからといって、別にその方の意思が無くなるというわけではないので、その方の意思というのは絶対に尊重してあげなければいけないわけです。基本的人権の尊重というやつですね。とは言っても本人の保護も必要で、自己決定の尊重も必要で、これをどうしていきましょうかね、というところが本題となってきます。

これが一致する時。例えばですね、ここの例なんですけれども、一人暮らしのおばあさんだと思ってください。家の床が抜けそうで困ってますと。「私、実はお金にはそんな困ってないから、これ直して欲しいんだよね」と言っていたとしましょう。そうしたらこれは、本人の保護のためには床が抜けていたらやっぱり危ないので、直すことで本人が安全に暮らせますよね、というところが一方としてあるわけです。ということは、直せば本人が安全に暮らせるっていうのが、本人の保護というところに資する。自己決定の方としては、本人は直して欲しいと言っている、と。そうすると、自己決定と本人の保護というのが、イコール同じことになるんですね。その場合は何の問題もないわけです。調和と言って、本人がこうしたいっていうことと、周りがこうしたらいいよね、本人のためにはこうするべきだよねと思うことが一致する。これは何の問題もないわけですね。こうやって進んでいけばいいわけです。

ですけれども、必ずしも一致する時だけではないというところで。例えばですね、このおばあさん。「床抜けそうなんだよ」って言うってても、実は今はグループホームにいて、もうその家に帰ることはありません、といった時に、このおばあさんの意思を尊重しましょうと言ったら、誰も帰らない家のためにお金をかけるんですか？そのためにお金を使うのが本人保護と言えますか？財産の観点からして、無駄にお金を減らしてるんじゃないの？という考えも当然出てくる。

例えばまた別の場合、直すのに50万円かかるんだけど、このおばあさん、預貯金全財産で80万円しかありません。その場合はどうしましょう？というわけですね。本人は直して欲しい、直したい、けど50万円かかる、それどうするの？という話ですよ。でも、それをそのまま放っておくというのも危ないよね、ということになります。その場合は、放置す

ることも、直すことも、本人保護とはなかなか言いづらいですよ。ということで、どうしましょうね？ということになります。

あとはまた、本人がうちの家の足場、床抜けそうだよ、と本人はそう思っているんだけど、客観的に見たら実は全然問題なくて、本人の認知症とかそういう病的なもので、抜けそうだという風に思い込んでいる場合ですね。その場合、本人は、本当に真摯に、「もう床が抜けてるから直して欲しい」んだ、と言っている、これが本人の意思なんですけれども、一方で客観的に見たら全く必要がないというのがあって、必要がないことを行うのが本人の保護なのか？というところで、そこもまた齟齬が生じるということなんです。

つまりこれ、今言ったところは、床を直したい本人と、直さなくてもいいって言ってる後見人との争いといいますか、そういうことになります。

本人の意思決定がですね、必ずしも本人保護に資さないっていう風に思われる場合があるので、そういう時にどう対応していきましょうね、というのが意思決定支援の本題です。皆さんの中には「後見ってそもそも本人保護のための制度だから、本人保護の方を優先すべきだよ、」という風に考える方もいると思いますし、今までも割とそういう考え方が強かったんじゃないかなと私は思ってます。なので、例えばさっきの床の話で言えば、認知症にかかった方が「床が抜けてるんだから直して」って言ってるのに、周りが「そんな必要はないよ」と、それだけで突っぱねて終わってしまう。というようなことも、今まではあったんじゃないかな、という風に思います。ただ、その時には絶対に本人がモヤモヤすると思うんですよね。そういう、本人が望まないことをするとか、して欲しいっていうことをしないっていうのが、それが本人のためになっているのか。本人保護と言えるのか、というところが、また一つ難しい問題として残ってくると思います。

ここで一つ、「説得」というのがあるんですね。「〇〇さん、こういう理由があるから、それはしなくていいと思うよ」とか、逆に「した方がいいよ」とか。そういう風に言う人もいます。今までも界限ではそういうことがたくさんあったと思うんですけれども、これは一見いいようにも見えるんですね。説得して結局本人が「うん」と言ったんだから、本人の意思でしょ？と。今自分で言っていて、あすなろの問題もそんな感じなのかな？とちょっと思ったんですけれども。ただこれ、実は本人は自分の希望が通らなかったな、とか、何か分からないけど反対されて、自分の意見を曲げざるを得なかったな、と思うんじゃないでしょうか？ということですね。それは本当に本人に寄り添った考え方なのかというところで、本人の基本的な人権というところから考えた時に、ちょっと疑問符がつくわけです。何がいいのかって言ったら、やっぱり本人が正しい情報に基づいて、本人が心から希望しているということであれば、やっぱり本人の意思が尊重されるべきなのではないか、という風に考えられています。

今、成年被後見人という風にざっくり言ったんですけれども、当然、そういう方であっても、様々な幅があるわけで、日常生活に関してはそこそこできます、ただ法律的な理解とかになると全くできません、というレベルの方から、寝たきりで全然意思の疎通ができません、

という方まで、色々いるわけですね。なので先ほど申し上げたように、成年被後見人になったからと言って、その人の希望とか意思とかがなくなるわけではないということを頭に入れていただきたいかな、と思います。

前置きはこのあたりにしておいて、具体例から考えてみましょう。

例1として、グループホームで暮らす成年被後見人のAさんという方の話で、ある日突然、犬を飼いたいと言ってきました。成年被後見人であるあなたはどのように対応しますか？なおグループホームでは、動物を飼うことは禁止しています。

というところで、皆さん少しだけ考えていただきたいんですけども、自分だったらどういふ風に対応するかなっていうところです。これが意思決定支援というものの一つの場面です。

まず一つ、ありうる考え方としては、「グループホームでは犬を飼えないんだよ」っていうことを説明して、諦めようねって説得する。次に考えられるのが、グループホームにお願いして、「Aさん犬を飼いたいって言うので、なんとか飼わせてあげられないですかね？」と言う。

ただ、選択肢の中で一番いいのは3番で、「犬を飼いたい」っていきなり言い出したその真意を探り出して、それに合った対応をするっていうことですね。皆さんご家族のこととか考えていただきたいんですけども、ご家族じゃなくても、自分の大切な人がこういう状況になったとして、いきなり「犬飼いたい」って言い出したら「え、どうした？」てまず聞きますよね？いきなり「グループホームでは飼えないからダメだよ」とか、「ちょっと飼えるように聞いてみようか」って言うよりは、まず「どうしたの？」って聞くと思うんですよね。なので、なんで犬を飼いたいのかっていうところを聞いて、それでもし何か別の手段があるのであれば、それを講じることによって、本人の自己決定というのと本人保護の調和を何とか図っていけないかと考えるわけです。

実はこれ、たとえば「何で？」ってAさんに聞いた時に、よくよく聞いてみたら「最近強盗事件が多いから、家に何もないと怖い」と。だから防犯のために、番犬として犬を飼いたいと、そういう理由だったとしましょう。それだったら、別に防犯のためには犬じゃなくてもいいよねっていうことで、別の手段が出てくると。だから「Aさん、もしこうだったら、こういうのじゃなくてこういう方法もあるよ」という投げかけができるわけですね。で、Aさんがそれに納得すれば、「なるほど、それもあるんだったら、それじゃそうする」と言うかもしれない。なので、ここではすぐに「いいよ」とか「ダメだよ」とか結論を出そうとせずに、他の方法がないのかというところを考えるっていうのが、方法としてありえることだと言えるかと思います。

次のページに行きます。もう一つ例として出すんですけども、被補佐人のBさん…被補佐人というのは、成年被後見人よりはまだ能力が残ってますね、というタイプの人です。被補佐人のBさんは、補佐人が知らないうちに甥っ子に対して自分の名義の畑をあげていました。Bさんの資産は100万円くらいの預金と、自宅の土地・建物以外にはありません。

年金収入が15万円くらいはあるんだけど、生活とかデイサービスを利用したらほとんど残りません。Bさんは誘導に乗りやすくて、人がとてもいいので、ちょっと強く押されるとすぐに「うん、うん」と言ってしまうところがあります。補佐人としてはどうするべきでしょうか。というところで、皆さんにこれもまた考えていただきたいんですね。

ちなみになんですけども、この不動産、Bさん名義の畑を贈与しちゃったっていうのは、不動産の贈与という形になるので、本来は補佐人の同意がないと、することができないことです。なので、補佐人としては取り消すこともできる。というのが選択肢としてあります。じゃ、取り消しますか？というところですね。ここで皆さんだったらどう考えるのか？というところですよ。

私が考えるポイントとしては、まず自己決定の尊重の観点で、さっきの話と一緒に「どうした？」というところですよ。Bさんは何で甥っ子に畑を贈与したのか。甥っ子ってそもそも誰ですか、どういう関係だったんですか。皆さん具体的に考えていただきたいんですけども、普段から顔を出してくれている、自分が見知った甥っ子さんとかが話に出てくる場合と、誰かよく分からない初めて名前聞くなっていう人が話に出てくる場合だと、印象が違うと思うんですね。なので、その甥っ子さんってどういう関係だったの？あと、畑の価値ってどれくらいのものでしょうか？いつから有してるものですか？例えば先祖代々の土地ですか？最近買ったものですか？そういうところが気になりますね。本人保護の観点からしても、やっぱり畑の価値っていうのは大事で、ものすごく高い土地とかだったら、「そんなに簡単にあげちゃっていいんですか？」って形で取り消す方法も選択肢としてはあると。あと、畑があることでBさんにどういうメリットがあるんだろう、というところも、本人保護の観点からは考えるポイントになります。

じゃ、どういう手段を取るかっていうところですけども、当然「どうして？」っていうところは本人に聞くしかないんで、Bさんの話を聞くっていうことですよ。このBさん、そもそも誘導に乗りやすいついていうところがあるので、誘導しちゃうと全部「うん、うん、そうなんだ」とか「いや、いいんだよ」という風に言っちゃう可能性がある。そうすると誘導はできないので、いわゆるオープンクエスションというやつですね。イエスノーでは答えられない方法で問う、という形ですね質問をします。「どうして？」と言うのもそうですけれど、「いつ？」とか「誰が？」とか、6W1Hのものですね。メリットとかデメリットについて、被補佐人に説明すると。

あとは、この畑についても何か聞いたことがないか、そういうことをデイサービスの職員さんに聞いてみるとかですね。そういえば昔、Bさんがこの畑について何か言ったとか、そういう情報が出てくるかも知れない。

これ正解はありませんが、色々あると思うんですよ。Bさんが「かつて作物でいっぱいだった畑が荒れてしまって寂しいんだよね」と言っていたとか、「甥っ子が農業をされていて、Bさんの畑を耕してまた作物をたくさん作ってくれるって言った」とか、「甥っ子とBさんは昔から仲が良かった」とか、そういった事情が本人の口、もしくは周囲から出てきたと

したら、どっちに傾きますか？というのは、なんとなく見えてきますよね。また、そこまで行かなくても、このご本人自身が、「あそこの畑は美味しい野菜が取れて」って言ってたとかですね、あと、甥っ子さんの話をした時にその人がニコッって嬉しそうな顔をしたりですね、そういう時でも、本人の意思っていうのはなんとなく汲み取れるものです。

一方で、甥っ子はこれまで一回も顔を出したことがないとか、この畑があるところは開発予定地で、土地の値段がものすごく上がっているという事情があったら、どうですか？それはまあ、取り消す方に行くんじゃないの？というのは、自己決定よりも本人保護の方が強く要請される場面…というか、自己決定といってもそもそも押しに弱い方なので、真意に基づく自己決定ではなかったんじゃないか、となると本人保護の方が強まってくる…という考え方もあるわけです。

こういう風に、考え方の一つとしては、自分の家族、大切な人がこういう風に言ってきたら、自分がどういう風に対応するだろうか。というところから考えるのが、意思決定支援につながると思うんです。先ほどガイドライン（資料3）とかありましたが、全く褒められたものじゃないんですけども、私はガイドラインをほとんど把握してないんです。考えることはいつも、この人は何が真意なのかなというのを考えますし、ご本人とよく接している方にいろんな話を聞きます。なので、先ほども話にあったと思うんですけども、一人ではなくてチームで、というところですね。そういう考え方が大事なのではないかなと思います。

で、皆さんにお配りしたこれ（別添資料「意思決定支援のために」）、厚労省のパンフレットなんですけども、ちょっと細かいなとは思いますが、非常に分かりやすいです。なので、一度これをご覧いただければいいかなと思います。以上です。

（菊池主査）

はい、ありがとうございます。以上ここまでで議題1「意思決定支援」の資料の説明は終わりになります。ここから意見交換などしたいと思うんですが、各町の皆様は5月～6月に社会福祉課の方で色々と話をうかがっていたんですけども、委員の皆様は今回初めて耳にする情報とかもあると思いますので、色々意見を聞かせていただきたいと思います。小野寺課長の方からお願いします。

（小野寺課長）

それではですね、委員の皆様にご意見を聞こうと思います。

松田弁護士さんから提供のあった資料（別添資料「意思決定支援のために」）を私も見させていただいたんですけども、たとえば11Pとか、意思決定する時のチェックポイントなんか結構出ていますね。（今西コーディネーターから）どういう観点で（意思決定支援を）やったらいいかと意見が出ていましたが、その際の視点としてはかなり参考になる資料というか、分かりやすいんじゃないかなと思いました。

実際にできるかはまた別の話になりますが、意思決定支援だけに関わらず、障がいのある方が地域で子どもを産み育てるのに必要と思われることですか、それにどういった支援が必要かといったことをですね、各委員から順番に聞いていきたいなと思います。

※順に委員から意見聴き取り

(佐々木委員)

(コメントなし)

(瀧澤委員)

障がい者支援施設で働いているので、意思決定支援っていうのは利用者さんと身近で関わっていて、常に意識する場面が多くみられます。ただ、いくら意思決定とは言え、例えば本人さんが食事を食べたくない、水分を取りたくないとか、生命の危機に関わるものに対しては、ちょっと強引に進めたりとか、ひと口ふた口摂取してもらったりとか。いくら本人さんの希望があるとは言え、それに対してちょっと踏み込んだ支援をしているところが、私たちが利用者さんと関わる中でも多くあります。ただ、常に、こういう意思決定支援、ご本人さんの思いを色々な場面で聞き入れて、より良い豊かな生活を送れるように、日々ご本人さんのために奮闘しているところはあります。

(小野寺課長)

ちなみにですね、今回資料の中で(資料3「障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドラインについて II 総論」)、日常生活の場面における意思決定支援というところで、「意思が尊重された成功体験を積み重ねることにより、本人が自ら意思を他者に伝えようとする意欲を育てるということにつながる」という記載もありますので、参考にさせていただきたいなと思います。

(伊藤委員)

私は今、施設を利用しているんですけども、利用者が6人しかいないんですね。で、何かあればみんなで意見を出すんですけども、その中で「これにしますね」って決めていければいいんだけど、なかなかいけない場合もあります。その時は「また考え直しましょうね」っていうことで、後の方に流していくんですけども。そういう中で6人の意思決定っていうのは全部一致することがない場合もあります。ので、「だったら〇〇さんの意見がいいからこれにしましょうね」って決めて行っていく場合もあるので、意思決定の研修は重要なものだと思います。

(石田委員)

以前の会議(障がいのある方への意思決定支援に係る意見交換会。R5.5.10開催)の時にも話はしたんですけども、今回は弁護士さんの話がすごく分かりやすかったかなと思いました。言葉の方の、自己決定の尊重と本人保護の調和、というところで、本人の保護っていうところをどうしても仕事の中では大きく考えてしまっているかなって気はしてるので、この調和っていうところを頭に入れながら、これから支援を続けていきたいなって思いました。

(羽原委員)

私は職場上では、こういう意思決定支援をする場面に出くわさないんですよ、というのが本当のところですよ。

(大口委員)

私が日々接しているのは子どもたちなので、まだ成長過程といいますか、その中でいかに意思決定の練習と言うんですかね、それをどう積み重ねるのか、ということを考えながらやっています。今（対象児が）5人いるんですけど、ほとんど言葉になっていない子が3人、言葉をしゃべるんですけど会話にならないのが2人です。ですから、言葉だけで意思疎通をするのはとても難しいんですが、その中で今、面白い…っていったら変かも知れないんですけど、「この子はきっと分かっているな」っていう希望を持っている子がいます。

その子は自閉症なんです。で、言葉はほとんどなくて、今はやっと単語が分かってきたという感じです。その子は学童保育に来てからのルーティンが決まっていて、お家の人が迎えに来た時にすぐに帰ればいいんですけど、なかなか遊びをやめれなくて帰れない、ということがずっと続いてたんですね。なので、色々と学校の先生なんかとも相談しながら、やることを書き出していくんですね。最初は私たち支援員が「1. お道具の片付け」とか「2. 宿題」とかやってたんですが、どうもその通りいかないんですね、やっぱり。それで今度は本人とまず、「片付けだよ」と書いて、次は？という「しゅくだい」とか言うんですね。どこまで分かっているかは分からないんですけど、一応やることはあるので。「宿題、そうだね、じゃ宿題やろうね。じゃ次は？」「お馬」という風に、一つひとつ確認していったら、割とスムーズに、一つのことが終わった時に、「はい終わったね」と。ちゃんと後片付けもできたので、花丸だねっていう風にして、「じゃ次は？」と言うと、「音楽」と自分で言うんですね。で、最後の、お母さんが迎えに来た時に、実はある音楽の曲が終わらないと返れないんです。それも毎晩、ラスト3曲、CD一枚をかけるんですけど。ラスト3曲が終わらないと（帰ろうとしない）…だったんですけど、最近はお母さんの顔が見えると自分でラストの曲にして、納得してさよならするっていうような、言葉はなくてもそういう、確認するというかそういうことも、意思決定の練習なのかなって思いながらやっていました。

(佐藤委員)

学校で勤めているんですけど、大口さんをつながるところはあるのかなというところがあります。自閉症とかそういうことに対しているお子さんの成長を支えていかなければならない、ということで、「自己決定をさせる」ということは、学校現場はけっこう意識をしてやっています。ただ自己決定というのは、言葉で話せる子もいたり、話せない場合は指でさしたり、後はうまくいかない態度で、時には暴れたりして、「自分は嫌だよ」って訴える子もいるので、そこをどうやってやるのか、カウンセリング要素も入れながら、考えています。この資料の中にもありますが（資料4 各種ガイドラインの比較）、「ガイドラインが対象とする主な場面」ということで、食事や衣服の選択というものがあるんですけど、食事に関しては好き嫌いが多い子っていう場面が多くて、給食を食べれずに毎日家からお弁当を持ってきてるっていう事例も聞いています。ただお弁当にしても、その時によって本人の気分が違ったりするので、親御さんも苦労しているっていう話を聞いてるので、そういうのは相談しながら進めていかなきゃなって考えていました。自己決定の場というのは大事

にしていきたいです。

(松田委員)

先ほど私も偉そうに色々言っていたんですけども、実はほんとに手探り状態で、職場で隣にいる南弁護士とも、「これどうしたらいいと思う？」という風に聞かれることが多いですし、他の仲間に聞くことも多いです。話によっては、自己決定の方に寄った意見や考えが出てくることもあれば、その逆の方向、「本人保護を優先すべきだ」という意見が出てくることもあって、悩ましいなって思っているところです。

ただやっぱり、私の昔の経験なんですけども、小学校の時にダウン症の子が同級生で、同じクラスにいたんですね。未熟児みたいな形で、もう亡くなってしまったんですけど。基本、全然しゃべれもしないし、車椅子に乗っていて、ただ足をバタバタ動かしているだけでたまに「あー、あー」って言ってるくらいの子だったんですけども、そんな子も意思がないかといったら、音楽を聴くとバタバタ度がちょっと高くなるとか、ちょっと笑うとか、そういうちょっとした変化があるんですね。なので、そういう細かな様子、必ずしも意思の決定っていうのを自ら発することができない人たちであっても、外面からそうした様子をうかがうことで、できることはあるのかなと思います。一方で、先ほどの話（瀧澤委員の発言）のような、命に関わる場面では保護を優先させるというのももちろん重要だと思うので、そういうところで、自分のレジメに戻るんですけども「調和」というところが大事なのかなと思います。

(小野寺課長)

今回ですね、意思決定支援ということで、この議題について皆さんにお話をさせていただきましたが、以前の会議（5～6月に行った各町・事業所との意見交換会）では、意思決定支援だけではなく、その意思決定の先の話である子どもを産み育てること、その際に活用できるサービスが地域にあるのか？とかですね、そういった話にも、後々すべてつながってくるのかなという風に考えています。実際にはなかなか、そういうサービスをこの地域で提供するの難しい、そうしたところ（社会資源）がない、という話も多く聞いているんですけども、実際にできる・できないはあるとしても、意思決定支援の話やその先の子育ての話とか、まずは色々な意見を聞いていこうと思っているところです。

あとは市町村の方からも何か、今回の議論を聞いて何か意見や伝えたいことがあればうかがえますか？。

(各町発言なし)

(小野寺課長)

これまでに何度か、この地域で会議をしている経緯もありますが、例えば言葉を話せないような方であっても、どのような方法で意思を汲み取るのか？というような課題も当然あると思います。今回色々な資料を見て、意思決定支援の中身や、本人の意思を汲み取るためのチェックポイントというものがあるので、私も勉強していきたいと思っています。

障がいのある方の意思決定支援の定義を改めて読むと、「意思決定支援とは、自ら意思を

決定することに困難を抱える障がい者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討するために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組みをいう」となっていて、今日の話の中でもあったように、支援者が一対一で決めるということはなかなか難しく、色々な関係者が集まって方針を決定していくことになるんだろうなと思います。

今日は色々ありがとうございました。

(菊池主査)

意思決定支援について、行政的な部分で補足させていただくと、「障がい者基本計画」とか「障がい者福祉計画」という、何年かに一度改正する計画がありまして、今改正のタイミングに入っているんですね。で、来年度、令和6年度から新しい計画に入りますが、その中で意思決定支援というものについて、今までも現場での考え方としてはあったのですが、それをどういう風に具体化していくのかと。それが次期計画の話の中で出てくれば、現場では今後、こういう部分に注意してやっていこう、という話をできればと思います。それが具体的にどういう風になっていくかはまだ分かりませんが、檜山は色々あった現場の地でもありますし、今後の委員会や来年度の地域課題とかで扱っていくかも知れません。その節は色々意見等聞かせてもらえればと思います。よろしくお願いします。

2. 議題 (2)

地域課題「8050問題」について

(菊池主査)

それでは引き続き、議題2ですね。地域課題の「8050問題」について話をしていきたいと思います。

資料1がですね、コーディネーターの方から各町にアンケート調査を行って、各町それぞれで8050問題になるようなケースがどれだけいて、どういう関わりが何件くらいあるとかを書いてもらったものになります。資料2がですね、直近3年間の檜山管内での、生活保護を新規で受けたいと申請を上げてこられた方の中で、8050問題になりそうかな、というケースをピックアップして、ざっくり概要を記したのものになります。

今回、資料1は数字だけになるんですけども、資料2は町名や氏名など特定はできないように一応してはいますが、プライバシーに関わるものですので、基本的には取扱注意、外部には出さないでいただきたいと思います。ただ分量が多いのと、ある程度読み込みをしていただく必要があるかと思いますが、今回は持ち帰りしていただいて大丈夫です。次回、2回目開催の時に回収させていただければと思いますので、よろしくお願いします。

8050 問題ということで、昨年からこの委員会の中で、地域課題として扱ってはいるんですけれども、町の方はうちの委員会に出てもらうのは今回初めてとなります。ただ実際に現場で主に担当というか、関わったりされることはあると思いますので、特段の説明は省きたいと思います。昨年、うちの委員会の中でどんな感じの話をしてきたかというのが、二枚組の「参考資料」の議題 2 にあります。昨年はこういうケースをコーディネーターの方から事例を受けて、こういう本人さんの生い立ちとかから、どんな風な形で問題が見えてきたかというものを考えて、問題に対するアプローチを考える、ということをやったりしていました。(前回検討ケースの説明)

8050 問題というのは、元々介護の領域で扱われることが多かったものなんですけれども、実際に家にいる 50 歳のお子さんというのが、どういう事情で家に引きこもりがちになったかというのを見ると、こういう、本人さんの問題が色々あって、そこが見過ごされていて、後で、時間が経って重くなった状態で発見されることが多いのではないかというケースが見られます。なので、「障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会」では障がいの領域かな、ということで扱い始めたものになります。この方も今 50 歳くらいになるんですけれども、使える社会資源の手立ては色々あるのに家族の理解が得られず、最終的には引きこもり状態で今は推移しているというので、昨年の委員会では「色々な難しさがある」ということを話し合っ、理解を深めたりしていました。

今回、町をどういう風に巻き込むのかを色々と考えたんですけれども、結局、こうすればこういう答えが出る、という風に簡単にできるような問題ではないと思いますし、今日この場ではっきりした答えもなかなか出ないと思います。ただ色々な関係者で理解を深めて、それぞれの職域もある中で、地域にどんなアプローチをすればいいか、何かできる手立てを探せないかということで、今回お集まりいただいた次第です。

ということで、まず先だって、コーディネーターの方から各町にアンケート調査を行っておりますので、そちらの紹介からお願いします。

(今西地域づくりコーディネーター)

はい、町の皆さんにはご協力いただきましてありがとうございます。

ざっくりとした質問内容だったものですから、ちょっとお答えするのに皆さん戸惑ったかなっていうのと、やはり、(この課題に関して)把握している部署が一カ所だけではないと思いますので、例えば包括の方だったりとか、障がいの分野だけではちょっと把握していないっていう件数もあると思いましたので、そこは担当の方に、自分たちが押さえている範囲、見えている範囲でいいですということで、件数の方をお願いしたという中身になっています。

で、皆さんから回答いただいたんですけれども、順番に見ていきますと江差町さんが該当するケース 18 件、介入困難というケースがゼロとなっています。まあ、きっと今実際に関わっている件数ということで、何かしらの形では関わっているのがここがゼロになったのかな、と。

次のページで、上ノ国町さんは9件。該当と思われるケースですね。で、介入困難なケースがゼロとなっています。

厚沢部町さんが該当ケース11件ですね。介入困難が1件ということで、きっとなかなか支援の手が家族の方に伝わっていない現状なのかな、ということですね。

次、乙部町さんが該当1件ということで、これは今対応している件数という形で把握していただいたのかなと思っています。

奥尻町さんが該当4件で、介入困難はゼロ件。

今金町が、これは包括の方からの件数は拾っていないんですけど、障がい相談支援の「ひかり」の方で把握している件数7件を上げていまして、介入困難、何かしらで以前関わっていたけど現在はちょっと関わっていないです、というケースも2件あります。

せたな町が該当13件で、介入困難はゼロですね。

で、皆さんに、どれぐらい町で抱えているのかなっていうか、対応している、見えている件数ってどれぐらいあるのかなということでご意見をいただきました。多くて18件とか、少なくても4件。まあ、一桁ってのがほとんどなく、10件以上のケースを皆さん把握できているというような内容になっていました。介入が困難だった理由や原因とか、その他の地域の課題についても教えていただきましたんですけども、そのへんはあまり記載いただけませんでした。その他の課題としては、社会資源が不足してるっていう答えは2、3ありまして、やはり町内の社会資源がないために町外の資源に頼らざるを得ない、ということですね。

あと、今金町なんかはやはり、前回の時のケースではないんですけども、障がい認定されて自宅に戻ったケースだったり、潜在化しているケースがどれぐらいあるのか。どれぐらいの方が引きこもりなり孤立しているのかっていう、そのへんはしっかり把握できていないということで、そこがちょっと不安ですね、課題ということで上がっています。

やはり選択肢が少ない、サービスの選択肢が少ないという部分。自分の町というよりも、やはり圏域、広域で、皆さんで連携し合い、協力し合ってやっていかなければいけない現状ですね、と。

本当に簡単な調査だったものですから、あまりたくさんの方の意見を拾うことはできなかったんですけども、コーディネーターの田畑さんと二人で考えた時も、調査の結果を見て「意外に件数多かったね」となりました。

この8050問題、昨年度の話では事例を通しまして、その方の状態を紐解くと言いますか、何故、サービスにつながらなかったんでしょうねというか、幼少期の頃はどうかだったんでしょうという部分での、支援の関わりがどこで途切れてしまったのかとか、そういう紐解くような協議を二回くらい重ねたと思います。ただ今後、例えば8050問題をなくするっていうのはあり得ませんので。先ほど菊池さんがおっしゃった「今後どうする」というお話もそうですが、でも実際にこれだけの方が今、各所にいるという現実、もしかすればこの数プラスアルファだと思いますので、今のこの人たち、この現実っていうのを、私たちもどう支援で

きるか。どういう体制づくりが必要かっていうお話に持って行く時の参考になればいいかな、ということで調査をさせていただきました。

皆さんにたくさんの意見をうかがいたいなと思っています。ありがとうございました。

(菊池主査)

では続いて、資料の2の説明をしたいと思います。

ケースが①～⑭番まであるんですけど、委員の皆さんの方から、例えばこういうケースに対してどういう風な関わりができたのかなとか、実際現場の動きはどうだったのかなとか、そういうお話が出て、そこで色々ディスカッションだとかですね、情報交換とかができたら良いかなと思っています。

事前に、今日来られている各町の担当の方宛てに、「〇番の〇〇さんを今回うちで紹介させていただきますよ」っていうのは連絡させていただいてます。ちなみに今回、どこの町のケースかというのは資料では省いているんですけども、今回来られている各町の皆さん、どこの町のケースですよ、というのは言ってもいいですかね？

(江差町・増田係長)

個人の特定ができていないので、特に問題はないかなと思います。

(菊池主査)

内容はこの場だけの話としますし、地域づくり委員会は後で活動内容をHPで公表するんですけども、そこではこの資料は載せないで、ざっくばらんにどういう実態なのかをお話していただければと思います。今日来られている町の方でも、直接担当していなければ分からない所もあると思うので、そこは分かる範囲で、後でお話うかがえればと思います。

ということで、14件あるんですけども。令和2年度から令和4年度の、檜山の振興局と北檜山の出張所で生活保護の新規の相談を受けた人たちというのが、全部で160件超くらいあります。その中で、8050の状態になるかなとか、その予備軍かなと思われる方を今回ピックアップして14件なので、10件に1件くらいはこういう、関連する状態の問題の方が出てきているかなと思います。

で、大まかにですね、知的な障がいやその疑いによるもの、精神的な障がいやその疑いによるもの、判断が難しくその他の理由になるとと思われるもの、で三つに分けて記載しています。

【以降、ケース①～⑭について説明】

ということで、駆け足なんですけれども14件ほど、うちの中で把握できているケースがありました。似たような状態やパターンの方がいる、というのが見えるかなと思います。

結局、この地域だと働き口がないので、中学卒業だとか高校卒業くらいで本州や札幌とかに出て、行った先でつまづきがあって、戻ってきた時に何か支援が入るとか、本人から「どうしよう」っていう相談や情報発信ができればいいんでしょうけど。そこから障がいの認定

があるにせよないにせよ、ずっと親元で暮らしてて 8050 の状態になっているかなっていうケースが多かったのかなと思います。

今回、過去 3 年間の生活保護の新規申請、新規で保護を受けたいという方をピックアップしているんですけども、以前から保護を受けているケースの中には、同じような状態でずっといる世帯もあります。子どもに会えるパターンもあるし会えないパターンもあるんですけども、数は多いです。今回そこまでは拾いきれなかったんですが、実際その、「こういう問題がある」と発覚するタイミングというのはやはり、保護申請を上げる時、というのは一つ契機になるのかなと思いますし、そこで何か上手く支援をつなげて、8050 問題になるのを防げていければいいかなと思って紹介をしました。

ということで、資料の説明をしたところですが、今回、これをもって「こうしましょう」というより、こうしたケースを皆さんでどう受け止めて、どういう手立てが取れるのかなとか、それを考える時間を一度取ればと思って、今回の会議としております。

今回、各町の担当の方も来ているので、例えば町同士でも、こういう時にはどうしたら支援につながるか情報共有ができたり、例えば委員の方の中にも色々な職域の方がいますし、地域で暮らしていて同じような話を聞いて、どのような相談をどこにつなげばいいのかなとか、そういう思ったことや考えたことを色々とお話できればいいかなと思いました。

例えば、委員の方の中で、気になるケースや、こういう時はどうすればいいのかなとか、この人はどういう人なのかなとか、気になる方とかはいますかね？

(大口委員)

一つ質問いいですか？

ケース⑧の方、今現在は生活状況が安定しているとなっていて、障がい福祉サービスの活用というのはありますけど、仕事はしているのでしょうか？

(菊池主査)

仕事はですね、できていないです。この方は通院を継続していて、結局、精神の状態は良くないんですね。生活保護を受けているということは、病状から判断して仕事ができるかできないか状態を確認するんですが、一応働ける年寄ではあるけど仕事はできないという状態を確認しています。なので、その状態だと通院を継続して、病状と生活状態を安定させて下さいね、という指導とか関わり方をしています。本人さんはやる気はあると言えばあるんですけど、実際にやり出した時にやはり行き詰まってしまうかなと。ストレス耐性が弱くなっていて、安定した就労まではできない人だったかと思います。

(大口委員)

実は、私の職場で、本人が双極性障害だって言っていた方がいたんですね。(採用後に)後から分かったんですけど。私は全然その人を知らなくて、でもその人が採用になると決まった時に、回りの職員も利用者の保護者も、みんな「あの人大丈夫なの？」って言ってきて、「ええ…？」て思ったんですけど。

本人は、元気な時は本当に一生懸命働くんです。でもやっぱり調子が悪くなると、色々な病気が発症するんですね。病院に行って診断されるので、嘘ではないと思うんですけども、結局一週間働いて二週間休むみたいな感じでやってた時に、どういう風に接したらいいのかな？って。私はとにかく病気を治すのが大事だから、ゆっくり休んでって言ったんですけど、一週間くらい休んで元気になると、やっぱりお金稼がなきゃならないから出てくるわけですね。で、そんな繰り返しでなかなか雇う方としてもどういう風にしてもらったらいいのかな？っていう、どう接したらいいのかなっていうのがすごい困って、そういうのってどこに相談すればいいんですか？私、主治医に聞いてみようかなと思ったんですけど、そこもはっきり分からなくて、病院もところどころ変わったり。私の職場に来る前にも長続きしなくて、3~4 ヶ月で辞めるっていう状態だったらいいんですね。そんなこんなで一年間は勤めてくれたんですけど、最後は色々あって辞めるってなって、辞めるならいいよってなったんですけど。

同僚でいた時、どういう風にしたらいいのかなっていうのがすごい困ったんですね。

(菊池主査)

仕事としては、その時はできても結局継続してできていかないということは、一般就労が難しい状態、という方になると思うんですよ。ただ、本人が自分がそうだという受け入れ、受容をすることがどうかっていう部分になってくるのかなと思うんですね。自分はここまでしかできないからって受容して、病気を治して、治ってから働くというのが筋にはなると思います。その受け入れをするまでに生活保護を受けたいっていうことも、生活保護を受ける時のパターンとしてはあるので、結局仕事を「しない」のか「できない」のかで、本人が「できない」という風に受け入れをしてくれたら、できないならできないなりの支援というのはあるので、本人の受け入れ、受容をどうするかっていうところかな、という気はします。

コーディネーターからしてくれたアンケート、各町それぞれどんな風な感じでしょうか？

(今西地域づくりコーディネーター)

回答を頂いてから話は返していないので、今日皆さん参加してくださっているのも、ひとことずつお話を聞いてもいいですかね。

(菊池主査)

それでは各町の皆さんからですね、今回アンケートで数字が出たんですが、なかなか表に出るような話題とか数字ではないので、例えば自分の町だところだけ他の町の状態も見るとどうなのかな？ってところで、何か感想などはありますか。

(江差町・増田係長)

個別ケースとしてはうちから 4 ケースピックアップされたんですが、町でも対応が困難なケースなので、難しいケースが上がっているなっていう印象です。

その 4 ケースは「障がいの疑いがある」としてピックアップしていると思うんですが、その前にももらったアンケートの中の人数では、この 4 ケースをカウントしてません。「障がい」

という部分で認定している人数になりますが、「疑い」まで含めてしまうととんでもないことになるので。

(菊池主査)

「疑い」のケースを入れると、もっと数字が増える？

(江差町・増田係長)

もちろんですね。生活保護に限らず、気になる人とか、ちょっと特異な行動をする人とか近所にいますよね。なのでアンケートでは、障がいの手帳を持っているとか、はっきりとした精神の病気を持っていらっしゃる人とかをカウントしています。

(上ノ国町・畑山副センター長)

上ノ国からのアンケートの回答件数なんですけど、この件数に関しては江差町と同じように、高齢者・障がい者を特に分けることなくうちの方で把握しているケースで、8050で今後何らかの支援が必要になるであろうケースをカウントしています。菊池さんの方から話のあった個別のケースはこの中には含まれていません。というのは、8050のケースに関してはタイムリーに進行していますので、今上ノ国で、個別ケースとして話のあったケースの方たちは8050の状態ではないんです、客観的に。もう施設に入ったり、親が亡くなったりといった現状で、今後はもう一人で生活していらっしゃる、中には支援を受けている方もいますし、逆に生活保護だけ受給して自立というか、普通に生活できている方もいます。

先ほど個別ケースの中であった双極性障害の方なんですけど、今はサービスを受けて安定して生活していますという結果論で終わっていますけど、実際には結構大変だったんです。今のこの安定に持ってくるまでは、私たちが介入して、転居も含めてやっと生活を組み立てていったという経過があった中で、今安定してます。で、そこに向かったつもりもないですけども、結果的には落ち着いた、自立した生活を築けてる部分では全然いいことだなと思っています。

今まで見ている限り、8050の状態、中には9060の人もありますが、ほとんどの方は親の年金収入で生活していらっしゃるという状況で、そこをたまたま、障がいなり知的障がいなりといった方もいますし、逆に全く何もそういうものがないけども、親の年金で生活していらっしゃるという方もいます。多くは、例えば親が何らかの形で施設に入りましたとか、亡くなりましたといった時にですね、経済的支援だけあれば。例えば多くは生活保護なんですね。生活保護で暮らせる方もいまして、中にはさっき言った双極性障害だったり、場合によっては統合失調症だったり、色んなケースがいますけれども、そういう状況で何らかの支援を要するケースはもちろん支援が入りますし、そういう形で今、地域での生活を組み立てていっている。

で、さらにですね、今上ノ国で9件という形で上がっていますけれども、状況はタイムリーに動いているので、つい何ヵ月か前まではもっとたくさんいましたし、「これからそうなるであろう」という人もこちらの方ではリスト化しています。一番大事なのは、客観的にそういう状況を把握している支援者…市町村を含めてだと思っんですけども、「そのままにし

ない」こと。必要な場面があったら必要な支援をちゃんと組み立てていくこと。

もちろん最初の議題にもあったように、本人の自己決定、意思決定を踏まえた上での選択なんですけど、生活のリスクが、例えば極端に言うとな命に及ぶとか、そういう場面はあってはならないです。もちろん町内会ですとか、地域との情報交換も必要だと思いますし、そういうのを客観的に常に見守りつつ、必要な場面で必要な介入をするのが必要なのかなと、常々思って支援活動をしています。

で、先ほど大口さんの方で質問があったと思うんですけど、双極性感情障害の方。双極性障害の方は結構関わることが多くて、個人差がありますので一概には何とも言えないと思うんですけど、先ほど聞いた中で本人が元気になると仕事をしたいとか、また調子が悪くなって仕事ができなくなって、という部分に関してはですね、例えば双極性障害であれば、躁状態と鬱状態を繰り返すので、客観的な見方によると躁の状態がいい状態だ、と見える場面があるんですね。でもそれは、状況によってはただ躁状態に入っているだけで、病気自体が安定しているわけではないってことが結構あって、そうなると、やっぱり一番連携しなきゃいけないのは主治医だと思うんですね。医学的なフォローアップがあって生活のベースを組み立てていかななくてはならないですし、特に病気が「治る」のかという部分はなかなか難しかったりしますので、やはりそういう医療のフォローアップがあって、病状が安定した上で地域で生活していくっていうベース作りをしていく必要があるかなという気がして聞いていました。以上です。

(大口委員)

ありがとうございます。

「医者は何て言ってるの？」って聞いたら、医者からは「働いた方がいいよ」と言われたって言ってたんですね。だから、じゃあちょっと頑張ってみようかなって思ったんですけど。

(上ノ国町・畑山副センター長)

私も具体的にそのケースに携わっているわけじゃないので、客観的に申し上げているだけなんですけど、医者から「働いた方がいいよ」という助言があることもあります。私たちが関わっているケースでもよくあるんですけど、それはただ一般就労なのか、もしくは福祉的就労なのか、もちろん福祉的就労も含めて働いた方がいいですよっていう医者もあります。だから、働いた方がいいイコール一般就労という見方ではなくて、もう一つ福祉的就労という部分も視野に入れながら、どうなのか分析していく必要がある気がしますね。

(大口委員)

ありがとうございます。

(厚沢部町・増田係長)

このアンケート調査を受けた時にですね、具体的なケース内容は分からないんですけど、地域包括支援センターに依頼して、上がったケースが11件という感じで出ていました。僕も久しぶりに福祉の方へきて、このケース数って意外と多くなってなったんですけど、その中で、この間別の会議でうちのサービス調整会議で言っていたのは、8050って、70代とか30

代後半でもそうしたケースがあって、その方は息子さんが療育手帳につながって、社会福祉サービスにつながったっていうケースもあるので、8050 だけじゃなくて色々な世代でも似たようなケースはあるのかなと感じています。

で、うちは所管で民生委員さんの団体とかも持っているんで、各地区からの吸い上げとしては民生委員さんからの情報提供、それで保健師さんなり包括につながって、療育手帳につながるというケースはあるので、今後ともそういった流れで色々なサービスにつなげられるように吸い上げをしていくのが大切かなと感じています。

(奥尻町・干場係長)

うちのアンケートの調査件数は、包括に照会して出てきたものです。親が高齢で、お子さんが無詰めっちなんですが、ほぼほぼ何らかの障がいを持って生活していると。社会資源がないためサービスにもつながってない状態で、ご飯とかそういうのは親が面倒を見ているから子どもたちは何もできない、親が亡くなったら生活保護を受けることは可能かも知れないんだけど、生活力がない、そういうところが気になっているケースではあります。行政としてどこまで支援ができるのかというケース、そのうちの一件としては、親が亡くなる前に施設に入れたりはしたいんだけど、近くに資源がないため探してもなかなか見つからない、そういう状況です。

(今西地域づくりコーディネーター)

すみません、親御さんは自分たちがいなくなったら子どもたちだけでは生活できないっていうのは分かってると思うんですが、早めに行動に移すとか、支援をお願いするとか、親御さんのそういう動きというのはないんですかね？

(奥尻町・干場係長)

今のところないですね。生きていうちは自己完結しちゃってるから、親自身は問題とは思ってないです。なかなかこちらからも働きかけにくいというか、入りにくいケースです。対応困難というわけではないですが、支援としては入りづらい。

(せたな町・平田係長)

アンケートの方は、他の町でも書かれていますけどせたな町でも社会資源は少ないです。住む場所や就労の部分でも、檜山圏域は渡島とかと比べると選択肢が少ないかなというのはあるんですが、その中でも、関わる方としても地元での生活を希望される方は多かったです。なので、できるだけ希望を反映できるように相談や関わりをさせてもらっています。実態としてはやっぱり、檜山管内では社会資源がないことで、他の町の状況も同じだなと思いました。

個別のケースの話では、こちらでもケース①から⑭まで説明していただいて、せたな町はケース⑪の 1 件になるんですけど、率直な感想として、他の町のケースも同じように精神のケースが多かったり、仕事が長続きしないで、結果、生活保護になるケース。生保のケースからピックアップしてはいますが、生保の方じゃなくても、福祉的就労も難しかったり、仕事が長続きしなかったり、結果、それでも経済的にやっていかなきゃならないから、生活保

護になるケースっていうのは多いんだなって思いました。

あと、一回函館や札幌、東京に出て、若いうちはまだ何とかやっていたりするけど、人間関係とかもあって段々と続かなくなって、結果実家に帰ってくるケースは多いのかなと。帰ってきた時に、そこからできれば地元で何か、本人に合う仕事があればいいんだけど、なかなかそれも難しく、障がいの診断がついて福祉的就労になると。福祉的就労も本人に合えばいいんだけど、そうはならないこともあって家に引きこもっているケースも多くあります。

普段関わりながら、難しいなと思いつつやっています、それでも相談支援事業所とか生活保護のワーカーとか関係機関が関わって、本人の意思決定支援も考えながら、本人の良い方向に進んで行くしかないのかなと思いました。

(菊池主査)

今日、今金町は来られてないですけど、今西さんの方で補足はありますか？

(今西地域づくりコーディネーター)

アンケートの件数 7 件は相談室ひかりが把握している数なものですから、在宅の方で支援をしている、定期的な訪問をしているというようなケースになります。

実際にひかりが関わっていても件数として上がらない部分や、あと何人かは、関わりが切れちゃった人もあるんですね。そういう方々はもしかしたら「イ（定期的な訪問）」とかそのへんに入るかと思うんですが、やはりサービスが切れてしまって、なかなか介入ができなくなる人っていうのも、やっぱりいるんですね。精神の方にそういう方が多くて、相談に来る時も精神の方のほうが積極的に来るんですが、何とかサービスにつなげてもらえないまま上手くそこにはまらないと言いますか、上手くはまらないまま「何か違う」と言ってやめちゃう。それを二、三回繰り返して、もう選択肢がなくなっちゃうと、引きこもってしまう、みたいな状況の方もいます。

やはり本人が 40 代ぐらいだと、親御さんもまだ先のことだから大丈夫と思っているみたいで。親御さんが 80 を過ぎて、だんだん危機感を感じてくるっていうのがありますよね。ですから、ここに書かれている件数でアとかイの、近隣で分かっていますよ、定期的な訪問をしていますよ、今はその段階で、何とか大きな課題や困難さにもならないで生活していますよ、っていうこの人たちが、2年後や5年後にどういう状況になっているのかなっていうところを、町の方や関係機関がどれだけ把握できていて、どういう風に切れない支援をつなげていくか。何かしら支援者が関わって行って、先をしっかりと家族にも伝えていくっていうのが大事かなと。

私もよく、3年後や5年後にどうなるんでしょうね？とよく言いますが、なかなか皆さんあまり想像していただけないんですね。今が良かったらいいか、みたいなところがあって。そこで今回のアンケート結果を見て、各町皆さんの件数を見て、この件数って多いですよ。ですから、ここを、町の方々なり支援する方々がどんな風に把握しているのか、今後とつなげていくのが課題なのかなと思いつつ、皆さんの話を聞いていました。

(菊池主査)

ありがとうございます。

委員の皆さんもですね、前回の話だと若いうちから切れ目のない支援をすることで将来的に 8050 になるのを食い止めたいね、というような話が多かったと思います。ただ、あまり表には出ないことですが、今実際にこういう状態の人がこれだけいますよというのは、地域の実情としてはあるんだ、という話になるかと思います。

それを踏まえて、今回何か思うこととかある方はいますか？

(松田委員)

色々とお話を聞いていて、やっぱり「親の意識」なのかな、というのが思うところです。親が、自分がまだ生きているうちは自分たちで何とかしたい、それがどういうところから来るのかということは掘り下げる必要があると思うんです。こういう状況を外に見られるのが恥ずかしいのか、この状況をどうしていいのか分からないのか、自分たちが死ぬはずがないと思っているのか、ちょっと分からないんですけども、ただそういう、親の意識を変えるというのが大事なところかと思って。若いうちから予防していけるのなら、予防していくのがいいんですけども、こうなってしまった後というのは、もう近くに住んで分かっているのは一緒にいる親しかいないので。

「終活」という言葉が少し前から広まるようになってきたんですけども、その終活の一つとして、財産処分だけじゃなくて、お家のご家族のことは大丈夫ですか？というのを、オブラートに包みつつもみんなに浸透させていくっていうのもある種重要なのかなど。それによって、「私もそろそろ終活しないとな」って思った中の一つに、「この子のことをどうしようか」っていうのが少しでも思い浮かんでくれれば、その時に行政でも法テラスでも相談に行ってみようか、という気持ち生まれると思うので、そこからつながるところというのもあると思うので、まず親の意識を変えられるように何かできたらいいのかな、と思いました。

(小野寺課長)

この前新聞に載っていたもので、函館市の話なのでどれだけ参考になるかは分かりませんが、一つ紹介したいものがあります。

函館市は 10 ヶ所くらい地域包括支援センターがあって、その中に全世帯の相談に応じるような福祉拠点を設けるというのを、一年くらい前からやっているようです。8050 問題に対応するために福祉の拠点を設けているんですが、ただ早期の介入が難しいとか、若い方の利用が少ないという課題があるということで、学校やスーパーに相談のパンフレットを置いて、今後は若い人が利用したり、早いうちから利用してもらって、支援員と相談員が一緒に時間をかけながら解決する、伴走型の対応をする形で取り組んでいる、という紹介がありました。檜山とはちょっと規模が違うので単純比較はできないんですけど、そういう早めの対応や取組をしているようです。

あと、先ほど病気（双極性障害）の方の話であったんですが、生活保護の場合だと、仕事柄病院との関わりは持てますので、病気を持っている人については主治医に病状を確認します。例えば単純作業ができるのかとか、福祉的就労ができるのかとか、一般就労ができる

のかとかという程度を確認しています。仕事が合わなかったり続かなかったりする方もいますが、Dr.の判断に応じた指導をケースワーカーが行うようにしています。

(菊池主査)

ありがとうございます。

この地域課題については去年から扱っていて、色々と議論したことを今年度で一度まとめて、どのように地域へアプローチできるか考えようと思っているところですが、今回、これで「こうしよう」という結論が出るようなものではないです。実際にどうするかは冬くらいに行う2回目の地域づくり委員会の中でまた話をして、まとめていきたいと思います。

なので今回は皆さんにこの資料を持ち帰っていただいて、読んで気になることや「こうしたらいいんじゃないか」とかがあったら、2回目の委員会の時に意見を挙げていただいて、それを何らかの形でまとめて地域に紹介する、そうした話し合いをしたいと思います。

それではお暑い中皆さんお疲れ様でした、これで閉会したいと思います。

ありがとうございました。